答 申

第1 審査会の結論

福島県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、登録番号を特定した6台の自動車保管場所証明申請書に添付の保管場所使用承諾証明書及び保管場所の所在図・配置図(以下「本件対象公文書」という。)において、下記の部分(以下「本件不開示部分」という。)を不開示とした決定は、妥当である。

保管場所使用承諾証明書(以下「承諾証明書」という。)中、保管場所の位置欄、使用者の欄のうち郵便番号、住所、電話番号及び氏名並びに保管場所使用承諾者(以下「使用承諾者」という。)の郵便番号、住所、電話番号、氏名及び印影

保管場所の所在図・配置図中、所在図記載欄に添付された別紙地図のうち、自動車保管場所が分かる部分

保管場所の所在図・配置図中、配置図記載欄のうち、建物の名称が記載された 部分

第2 審査請求に係る経過

- 1 平成15年12月16日、審査請求人は、福島県情報公開条例(平成12年福島県 条例第5号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対し、6台の 自動車登録番号を特定した上、当該自動車に係る「車庫証明の申請に添付された土地 使用承諾書及び保管場所のわかる図面」との内容で公文書の開示請求(以下「本件開 示請求」という。)を行った。
- 2 平成15年12月25日、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として本件 対象公文書を特定し、これを一部開示する旨の決定を行い、次の理由を付して審査請 求人に通知した。
 - (1) 不開示とする部分
 - ア 承諾証明書中、保管場所の位置欄、使用者欄のうち、郵便番号、住所、電話番号及び氏名並びに使用承諾者の郵便番号、住所、電話番号、氏名及び印影(第1))
 - イ 保管場所の所在図・配置図中、所在図記載欄に添付された別紙地図のうち、自動車保管場所が分かる部分(第1)
 - ウ 保管場所の所在図・配置図中、配置図記載欄のうち、建物の名称が記載された 部分(第1)
 - エ 保管場所の所在図・配置図中、所在図記載欄のうち、自動車保管場所が分かる 部分
 - オ 保管場所の所在図・配置図中、配置図記載欄のうち、進行方面が記載された部分

- カ 保管場所の所在図・配置図中、配置図記載欄のうち、個人名が記載された部分 及び欄外に住所が記載された部分
- キ 保管場所の所在図・配置図中、配置図記載欄のうち、個人名が記載された部分 (イからキについては、いずれも保管場所の所在図・配置図に係るものである が、登録番号ごとに記載内容が異なり、その内容に応じて、不開示部分の表現が 異なっているものである。)

(2) 不開示とする理由

アからキのいずれも条例第7条第2号に該当

(理由)

個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

3 平成16年1月17日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、前記2の決定中、本件不開示部分を不開示とした処分(以下「本件処分」という。)を不服として、当該部分の開示を求めて福島県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求書、審査請求理由補充書及び口頭による意見陳述を総合すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号本文該当性について

不開示とされる個人情報は、「通常他人に知られたくないプライバシー」の情報に該当すると推察されるが、通常他人に知られたくないプライバシーとは、個人の宗教、思想、信条、学歴、職歴等個人の属性に関するものをいうことから、不開示とされた情報は本号本文には該当せず、実施機関の不開示判断は妥当でない。

(2) 条例第7条第2号ただし書ア該当性について

承諾証明書の個人情報は、土地登記簿謄本及び登録事項等証明書(以下「登録証明書」という。)のとおり一般に公開されており、また、承諾証明書の「保管場所の位置・使用者の住所氏名」は、登録証明書に記載の個人情報と全く同一である。 さらに、保管場所の所在図は、市販の住宅地図を使用しており、既に一般に公開されている情報であることから、ただし書アに該当する。

(3) 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

自動車保有者の公文書偽造によって私有財産が侵害されており、それを防衛する ために承諾証明書の不実記載を公にする必要があること、自動車保有者が傷害事件 で逮捕、起訴され、懲役1年6か月の判決を受けた事実があること及び自動車保有者が土地所有権を有する審査請求人の承諾なく承諾証明書を偽造し、違法に貨物トラック運送業を営んでいる行為に関する開示請求であることから、不開示とされた情報は、ただし書イに該当する。

(4) その他

審査請求人は、土地所有者兼承諾者として保管場所の確保を証する書面が真正に 提出されているかどうかを確認すべき義務を有するとともに、自動車の保有者が警 察署に逮捕されており、自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下「保管場所 法」という。)の適用について、情報公開上、社会的に注目されていることから、 開示請求に対しては、個別具体的に諸事情を考慮した上で判断すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象公文書を一部開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、特定の登録番号に係る自動車6台について、それぞれの車両の保有者が、自動車保管場所証明書を交付申請するに際して、警察署長に提出した「承諾証明書」及び「保管場所の所在図・配置図」である。

2 一部開示決定理由

(1) 条例第7条第2号本文該当性について

個人のプライバシーの概念は、法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、プライバシーを含む個人情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めている。

承諾証明書における保管場所の位置欄は、特定の自動車の保有者に係る自動車保管場所という個人識別情報に該当し、使用者欄の郵便番号、住所、電話番号及び氏名は、自動車保管場所の使用者という個人識別情報に該当する。さらに、使用承諾者の郵便番号、住所、電話番号、氏名及び印影は、保管場所の使用を承諾する権原を有する者の個人識別情報に該当する。

また、保管場所の所在図・配置図中、所在図記載欄に添付された別紙地図の保管場所が分かる部分は、公にすることにより、特定の自動車の保有者に係る自動車保管場所という個人識別情報が明らかになり、同図中、建物の名称が記載された部分は、市販の住宅地図や電話帳等から建物の位置が特定されることにより、特定の自動車の保有者に係る自動車保管場所という個人識別情報が明らかになる。

よって、これらの情報はいずれも条例第7条第2号本文に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書ア該当性について

審査請求人が開示を求めている部分については、自動車の保管場所に関する情報であり、この情報は法令等の規定によりその内容の公表が定められているものではなく、また、慣行として公にされている情報ではないので、ただし書アには該当しない。

(3) 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報」とは、プライバシーを中心とする個人の正当な利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益、つまり人の生命、健康、生活又は財産の保護のために開示することが必要であると認められる場合には、開示することとしたものと解されており、相手方が傷害事件を起こしたとか書類が偽造されたなどの理由は、人の生命、健康、財産等を保護するため開示することが公益上必要な場合と認めることはできず、審査請求人が開示を求めている部分はただし書イには該当しない。

(4) その他

審査請求人は、土地使用者兼承諾者として保管場所証明関係書類が真正に提出されているかどうかを確認すべき義務を有する旨及び自動車の保有者が警察署に逮捕されており、保管場所法の適用について、情報公開上、社会的に注目されている旨を主張しているが、条例に基づく開示請求に対しては、開示請求者が誰であるかなどの個別的事情は問わずに開示・不開示の判断すべきものであることから、審査請求人の主張は、認めることはできない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

まず、本件対象公文書に関して、自動車保管場所の確保に関する制度について確認 すると、自動車の保有者は、保管場所法第3条において、道路上の場所以外の場所に 自動車の保管場所を確保しなければならないとされ、同法第4条及び同法施行令第2 条により、行政庁(運輸支局等)に対して、保管場所の位置を管轄する警察署長が当 該自動車の保有者の申請により保管場所として確保されていることを証明した書面 (自動車保管場所証明書)を提出しなければならないとされている。そして、同法施 行規則第1条において、警察署長に対する申請書に添付しなければならない書面とし 自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有する ことを疎明する書面、 当該申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所 の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図、 請に係る場所並びに当該申請に係る場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置 図が定められている。なお、 の書面としては、自動車の保有者が、自己の土地又は 建物を保管場所として使用する場合は、保管場所使用権原疎明書面(自認書)を、他 人の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、承諾証明書又は駐車場賃貸借契 約書の写し等を添付するものとされている。本件対象公文書は、自動車保管場所証明 申請書に添付された、他人の所有する土地を保管場所として使用する権限を有することを疎明する書面としての承諾証明書と保管場所の所在図・配置図及びその添付地図である。

次に、本件対象公文書の内容を見ると、承諾証明書には、保管場所の位置、使用者の住所・氏名・郵便番号・電話番号、使用期間、使用承諾者の住所・氏名・印影・郵便番号・電話番号、承諾年月日が記載されているほか、一部の承諾証明書には、欄外に住所が記載されている。また、保管場所の所在図・配置図のうち、所在図には、市販の住宅地図の写しが貼付され又は別紙として添付されており、当該申請に係る使用の本拠の位置、保管場所の位置、付近の道路、目標となる地物が分かるようになっている。さらに、配置図には、保管場所における建物の名称や自動車の配置箇所が記載されている。

2 本件不開示部分について

実施機関は、本件対象公文書の記載内容中、前記第2、2(1)、アからキの部分を 不開示としたものであるが、審査請求人は、このうち、本件不開示部分のみの開示を 求めていることから、当審査会としては、当該部分について判断する。

(1) 条例第7条第2号について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限保護する必要があるとの観点により規定されたものと解される。すなわち、個人のプライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的として定められたものであると解される。個人のプライバシーの概念は、法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

さらに、特定の個人を識別することができない情報であっても、個人の人格と密接に関連したり、公にすることにより個人の権利利益を害する情報もあり得ることから、そのような個人情報についても原則として不開示とすることを定めたものと解される。

また、本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、本来保護の必要性がない公知の情報が含まれることもあることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

(2) 条例第7条第2号本文該当性について

審査請求人は、本号本文の規定により不開示とされる情報とは、通常他人に知られたくないプライバシーに関する情報であって、個人の宗教、思想等個人の属性に関するものをいうものとし、不開示とされた情報は本号本文には該当しないと主張している。

しかし、本号本文は、前述のとおり、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。

当審査会において、本件対象公文書を確認したところ、承諾証明書、保管場所の 所在図・配置図及びそれに添付された別紙地図に記載された不開示部分は、特定の 自動車の保有者に係る自動車保管場所という特定の個人を識別できる情報であるこ とから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第2号ただし書ア該当性について

ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、登記簿に登記されている法人の役員に関する情報など法令等の規定により公にされている情報や叙勲者名簿など慣行として公にされている情報については、一般に公表されている情報であり、場合によっては、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまるものであることから、これを開示することとしたものと解される。また、「公にすることが予定されている情報」とは、公表されることが予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例として公表されるものと解される。

審査請求人は、承諾証明書に記載されている保管場所の位置、(当該場所の)使用者の住所、氏名が登録証明書に記載されている「使用の本拠の位置」、「自動車の所在する位置」の住所、氏名の個人情報と全く同一であり、既に福島運輸支局で一般に公開されていることから、ただし書アに該当し公にされている情報に当たると主張している。

まず、「法令等の規定により公にされている情報」に当たるかどうか検討する。 登録証明書は、国土交通大臣が管理する登録事項その他の自動車登録ファイルに 記録されている事項を証明した書面であり、道路運送車両法第22条の規定により 何人も交付の申請をすることができるもので、その記載事項は、自動車登録番号、 車台番号、使用者及び所有者の氏名又は名称及び住所、使用の本拠の位置等となっている。これら記載事項の内容について、国土交通省東北運輸局福島陸運支局で調査したところ、登録証明書に記載されている「使用の本拠の位置」とは、自動車を 運行の用に供する場合において、当該自動車の使用を管理する場所をいい、通常は、 自動車の使用者の住所が該当するものであること、また、「自動車の所在する位 置」とは、平成15年12月31日まで自動車検査証、登録証明書及び自動車予備 検査証を併用していた様式で、自動車予備検査証として使用した場合に適用される 欄であり、登録証明書には該当しないことが確認された。

それに対し、承諾証明書は、保管場所法に基づき、自動車保管場所の使用者及び使用承諾者に関する情報並びに特定の者が自己の所有地ではなく、他人の所有地を自動車の保管場所として使用しているという情報を記載した書面であり、それに記載されている保管場所の位置とは、車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所であり、保管場所法においては公表の規定がない。

このように、承諾証明書に記載された保管場所の位置は、登録証明書記載の「使用の本拠の位置」及び「自動車の所在する位置」とは内容が異なるものであり、また、保管場所法に公表の規定がないことから、法令等の規定により公にされている情報とは認められない。

次に、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるかどうかであるが、特定の自動車に係る保管場所の位置は、現に公衆の知り得る状態に置かれておらず、慣行として公にされている情報とも認められないし、また、公にすることが予定されている情報でもないことは明らかである。

これらのことから、承諾証明書に記載されている保管場所の位置、(当該場所の)使用者の住所、氏名等は、条例第7条第2号ただし書アには該当しないと認められる。

また、審査請求人は、承諾証明書に記載されている保管場所として使用を承諾した者の氏名等が記載されている部分について、土地登記簿謄本が一般に公開されていることからただし書アに該当すると主張している。

確かに、土地登記簿謄本は、不動産登記法第21条の規定により、何人も交付の申請をすることができるものである。しかし、承諾証明書に記載されている保管場所として使用を承諾した者とは、その土地に対して、実質的に所有の権限を有する者であれば足り、土地登記簿謄本に登記されている者と同一者である必要はなく、承諾者の氏名と土地登記簿謄本に記載されている氏名は必ずしも一致するとは限らないことから、法令等の規定により公にされている情報とは認められない。また、特定自動車に係る保管場所の使用承諾者の情報は、慣行として公にされている情報でも、公にすることが予定されている情報でもないことは明らかである。

これらのことから、承諾証明書に記載されている保管場所として使用を承諾した 者の氏名等の部分は、条例第7条第2号ただし書アには該当しないと認められる。

さらに、審査請求人は、保管場所の所在図に市販の住宅地図を使用しており、それは一般に書店で販売され、公開されている情報であるから、ただし書アに該当すると主張している。

しかし、市販の住宅地図そのものは、一般に公にされていると認められるが、不開示とした部分は、自動車の保管場所という特定の個人を識別できる情報であることから、住宅地図が市販されているからといって、不開示とした部分は、慣行として公にされているということはできない。

よって、条例第7条第2号ただし書アには該当しないと認められる。

(4) 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、プライバシーを中心とする個人の正当な利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益、つまり、人の生命、健康、生活又は財産の保護のために開示することが必要であると認

められる場合には、開示することとしたものと解される。

審査請求人は、自動車保有者の公文書偽造により、私有財産が侵害されており、 それを防衛するために使用承諾書不実記載を公にすることは、ただし書イに該当す ると主張している。

確かに、一個人の権利利益を回復することが公益に結びつくこともあり得ること は否定できないが、不開示とされた情報は、人の生命等を保護するためなど公益上 開示が必要な情報とは認められないものであり、条例第7条第2号ただし書イには 該当しないと認められる。

次に、審査請求人は、自動車保有者が傷害事件で逮捕、起訴され、懲役の判決を受けた事実があることや土地所有権を有する審査請求人の承諾なく承諾書を偽造し、違法に貨物トラック運送業を営んでいる行為に関する開示請求であることから、不開示とされた情報は、ただし書イに該当すると主張している。

しかし、本件不開示部分を開示することに公益性があるとは認められず、人の生命等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当せず、 条例第7条第2号ただし書イには該当しないと認められる。

(5) 審査請求人のその他の主張について

まず、審査請求人は、土地所有者兼承諾者として保管場所の確保を証する書面が 真正に提出されているかどうかを確認すべき義務を有するとともに、個別具体的に 諸事情を考慮すべきであると主張している。

しかし、情報公開制度は、開示請求者が誰であり、どのような個別的事情があるかどうかを考慮して開示・不開示を判断すべきものではないことから、審査請求人の主張は認めることができない。

さらに、審査請求人は、不実記載があるとする保管場所の配置図の不開示は、条例第1条で規定する公正で透明な県政の推進の目的に反し、第3条で規定する県民の公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるとはいえないと主張している。

しかし、第1条及び第3条の規定は、条例全体の解釈運用に当たっての指針及び 基本的考え方を示しているものであり、具体的な開示、不開示の判断は条例の個々 の規定により行うものであることから、審査請求人の主張は認められない。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

平成16年2月4日	・諮問書の受理
平成16年2月10日	・実施機関に一部開示決定理由説明書の提出要求
平成16年3月3日	・実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成16年3月24日	・審査請求人に一部開示決定理由説明書を送付・審査請求人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の 提出要求
平成16年4月1日	・審査請求人から一部開示決定理由説明書に対する意見書を受付
平成 1 6 年 6 月 4 日 (第 1 2 2 回審査会)	・審査請求に係る経過等の説明・審議
平成 1 6 年 7 月 9 日 (第 1 2 3 回審査会)	・実施機関から一部開示決定理由等について説明聴取 ・審査請求人から一部開示決定理由について意見聴取 ・審議
平成 1 6 年 8 月 6 日 (第 1 2 4 回審査会)	・審議
平成 1 6 年 9 月 1 7 日 (第 1 2 5 回審査会)	・審議

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職	備考
稲庭 恒一	福島大学行政社会学部教授	会長
大河内重男	弁護士	会長職務代理者
垣見 隆禎	福島大学行政社会学部助教授	
今野 博美	前(財) 2 1 世紀職業財団福島事務所 雇用管理アドバイザー	
星光政	日本赤十字社嘱託	